

たんしん経営塾 規約

(名 称)

第1条 本塾は、「たんしん経営塾」と称し、事務局を公益財団法人たんしん地域振興基金に置く。

(目 的)

第2条 本塾は、新しい時代の環境変化に適応できる経営者としての見識を高めるとともに、塾生間の相互啓発によって、事業の発展を推進し、地域産業の活性化に寄与する人材の育成を図る。

(活 動)

第3条 本塾は、その目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期的な経営講座の開催
- (2) 異業種交流組織としての運営
- (3) その他、本塾の運営および目的達成に必要な活動

(活動年度)

第4条 本塾の活動年度は、原則として9月から2年間とする。

(塾生資格)

第5条 塾生は、次の条件を備えた者とする。

- (1) 但馬地域内に事業所または居所を有する者で、企業および個人事業の経営参画者(経営参画予定者を含む)
- (2) 入塾時の年齢が原則、満50歳未満の者

(募集方法)

第6条 募集方法は次のとおりとし、塾生の最終的な選考は本塾が行う。

- (1) 公募
- (2) 但馬信用金庫の部店長の推薦

(卒業資格)

第7条 本塾の全講座の半分以上(遅刻・早退含む)に出席した塾生に対し、卒業資格を与える。

なお、卒業資格の有無に関わらず、本塾の活動は2年間で終了するが、卒業資格を有する者は、たんしん経営塾OB会への参加資格を認めるものとする。

(会 費)

第8条 会費は2年間で80,000円とし、9月に40,000円毎納入する。ただし、原則として、納入した会費の返却はしない。

(塾 長・副塾長)

第9条 本塾には塾長・副塾長をおく。

塾長には公益財団法人たんしん地域振興基金の理事長が、副塾長には同専務理事がそれぞれ就任することとする。

(幹 事)

第10条 本塾の活動・運営を円滑にするために、若干名の幹事を置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、この規約の運用について必要な事項は理事長が定める。

(改 廃)

第12条 この規約の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規約は、平成13年11月9日から施行する。

平成15年9月19日改定

平成20年7月 3日改定

平成23年6月24日 改定。(平成23年6月21日の評議員会諮問、平成23年6月24日の理事会議決)

ただし、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成23年12月 5日改定 (平成23年12月 5日の理事会議決、同12月16日評議員会報告)